

# 戦前・戦後イギリス公教育政策の歴史的俯瞰

森 川 泉

(受付 1998年10月12日)

## はじめに

本小論は、主として19世紀後半期1870年における初等教育法の制定を結節とするイギリス公教育制度の形成期から第二次大戦後1980年代に至るまでの約一世紀にわたるイギリス教育行政・制度の史的原理及び特質の究明を試みた、共同研究による教育行政学研究の「序論」である。

上記共同研究は、資本主義諸国家のなかにあって一つの典型をなすイギリスの公教育研究にかかわってきた4名の研究者による共同研究である。この研究においては、上記の時代における公教育政策の歴史的経緯を研究対象の外枠として設定し、各時期の政策の対象・内容としての学校制度・教育行政制度の分野、さらにその政策目的の実現手段としての教育計画の3分野の史的過程の分析から接近することを意図した。その際、イギリス教育行政・制度の特質に迫る上で、研究対象を狭義の教育行政に限定せず行政を立法との一連の過程として、その政策手段を含めて、歴史的観点から研究課題に接近しようと試みている。また、この共同研究においては、前記3分野各自における具体的な事例の分析とそれらの総合化をとおして教育行政・制度の史的原理及び特質の析出・解明を試みようとしている。

本小論は、上記共同研究における対象の外枠として位置づけた、おおよそ1870年代から1980年代に至るイギリス公教育政策の、主としてその対象・内容に関する歴史的俯瞰とそこにおける研究課題の示唆を目的としたものである。冒頭において、本小論を上記共同研究の「序論」としたのはこの意味においてである。なお、本小論においては「公教育政策」とするも今日のわが国の義務教育に相当する教育領域を対象とした政策を指している。

以下、先ず歴史的俯瞰に際して、その時代区分の問題から論を起こしたい。

### I. 戦前・戦後イギリス公教育政策の時代区分

厳密な概念規定ではないが、本小論において公教育政策という場合、国の法制度として、義務教育を基軸とした教育制度の成立とともに展開される政策を指すものとして用いている。

現代における用語「義務教育」の意味ではなかったにせよ、義務教育を核とするイギリス公教育の制度的な起点を何時とするかについては、イギリス教育の歴史上、初めて当時の初等教育への国庫補助制度が創設された1833年とする説、初等教育法が制定された1870年とする説など諸論がみられる。しかし、長い間民間の自発的な事業として営まれた初等教育への、1833年に開始された国庫補助から法律に基づく地方教育行政機関による初等教育の供給と就学義務制の導入という流れに照らしてみると、法制度としての教育制度と限定する限りにおいて、その起点を1870年とすることについては一応認められると思う。

また、戦前と戦後との政策の分水嶺に関しては、これを1944年教育法の制定としても大きな誤りではないであろう。この点については、当面、次のような所論の一つを仮説的な前提として1944年教育法を分水嶺として設定しておきたい。すなわち「1944年の立法は、一部にはそれに先立つ時代の教育制度の所産であり、また一部には戦後の社会再建の一側面」としてみなされ、同時に「1944年以後の制度の諸特質は戦前の教育供給の継続、修正あるいはいくつかの場合には戦前への反動として認識された」<sup>1)</sup>。

上述のようなイギリス公教育の制度的起点から戦前と戦後との分水界に至る教育立法の歴史的俯瞰に関して、次のような評価がみられる。「1870年には自由放任の哲学が支配的であった。1902年にも、疑問がいだかれながら、それはなおつづいた。が、1944年までに、われわれはそれを捨てた、

---

1) Janet Finch., *Education as Social Policy*, Longman, 1984, pp. 10-11.

## 森川：戦前・戦後イギリス公教育政策の歴史的俯瞰

いっそう積極的な政府と福祉国家に信頼するようになった。1944年の教育法は、われわれの現代の政治理論が行政に適用されたすぐれた例を提供している。それは、じっさい福祉国家という考えによる大きな社会的な事業を扱った、われわれの最初の法律である<sup>2)</sup>。

次章以下においては、上述のごとく、1944年教育法を戦前と戦後との分水嶺として位置づけ、その各時代区分の大枠の範囲内で、ありふれた手法ではあるが、主として教育立法・行政措置やその他の大きな政治的動向等を指標とした時期に分けて論述したい。

### II. 1944年教育法制定前の教育政策

19世紀後半期から1944年教育法の制定に至る間の大部分をとして、公教育政策は他の一般的な社会・福祉政策とは分離され、しかも教育政策の範囲内においてさえも異なる教育領域・段階に対応する政策として展開されている。殊に、教育政策の主要対象領域の一つである学校制度に着目すれば、19世紀後半期から1940年代に至る時代の教育政策はいわゆる複線形学校制度の形成を軸とする政策の歴史であった。しかも、極めて概括的に言えば、初等教育、中等教育や科学・技術教育等に関する政策は異なる時期に、異なる観点から策定・実施されてきた時代もある。同時に、この時期においては異なる教育領域に対応した政策・行政の形成・実施主体としての教育行政機関の創設も当然のことながら同様であった。

#### 1. 19世紀後半期の教育政策

##### (1) 初等教育政策

先ず初等教育領域についてみれば、1833年には早くも国庫補助金制度が導入され、長い間教会的諸制度の一環として、かつ民間の教育事業として理解されてきた初等教育への国の関与が開始された。1870年には議会の立

2) W. O レスター・スミス (W. O. Lester Smith) 著・周郷 博訳『教育入門』、岩波書店、1974、160頁。

法によって、強制教育としての義務教育制度が発足した。この時、その義務教育の提供は特別行政委員会形式の学務委員会（School Board）と称された地方教育行政機関によってなされ、義務教育に関する全国的な監督は中央教育行政機関としての教育局（Education Department）が行った。1870年以後、義務教育としての初等教育制度は就学義務制の強化や無償制度の拡充等の立法・行政上の措置によって発展した。しかし、そこには今後においてもなお検証を必要とする重要な問題が横たわっている。

当初の就学義務制は、子どもへの公教育の保障という視点からではなく、むしろ労働階級の子どもたちの過酷な労働からの保護を主眼としていた。イギリスのみならず、他のいくつかの国々においても、児童の身体保護・健康の維持のために労働の制限については工場法や鉱業法等の一部に規制が盛り込まれていた<sup>3)</sup>。1876年の新たな初等教育法、通称ロード・サンドン法（Lord Sandon' Act）の制定は、工場法等に規定された教育条項をこの初等教育法のもとに適用することを意図した措置であった。この限りにおいて、1876年の立法は労働階級の子どもの教育について、工場法から公教育法への転換を示すものとして一定の評価がなされよう。子どもの労働や身体的・精神的健康問題と公教育保障との理論的・政策的接合は、その後の教育政策の展開過程において、いかなる教育段階・領域において、どのような場面ないし問題状況において実現してきたかといった問題も重要である。

世界の国々に先駆けて産業革命を遂げたイギリスにおいて、1870年の義務教育制度の導入は国の経済的・政治的目的の達成手段としての必要からなされたに過ぎない。したがって、例えば同制度の導入当初から相当の期間は授業料を徴収していたのであり、1891年によくやく義務教育無償制への足がかりが設けられた。それは、年齢3歳以上15歳未満の子どもが年間平均出席255日を満たせば、当該年度の授業料を無償とする措置であった。

---

3) 森川 泉『イギリス中等教育行政史研究』、風間書房、1997、172-173頁。

無償義務教育制度の創設については、既に1860年代末以後、労働階級は組織的レベルで政府に対して要求していた<sup>4)</sup>。

しかし、義務教育無償制の実現は、後に述べるイギリス労働党の成立以後の1918年であった。この制度創設の要求と実現との時間的なブレはいかなる理由によったのであろうか。

## (2) 中等教育政策

次に、中等教育領域に目を転じてみれば、19世紀後半期の大部分をとおして、中等教育への接近は当時の社会構造を直接的に反映した各社会階級の利害得失の観点からのそれであった。政府が国家的中等教育制度の創設に向けて政策を展開し始めたのは1890年代に入ってからである。しかも、それは、経済・産業分野における国際競争の激化が進行するなかで、国の同分野の政策遂行にとって科学・技術教育の制度的整備が必須の国家的装備の一つであり、その基礎として国家的中等教育制度が不可欠であるとの認識によるものであった。国家的中等教育制度導入の当初の目的は、中等教育の供給量の増大を図りアクセスを容易にすることにあった。そしてその供給装置は、具体的には、供給に責任を有する行政機関の創設であり、アクセスの面においては労働階級に属する子どもたちが安価な授業料で中等教育機会を享受できるような条件の整備が急務であった<sup>5)</sup>。

1894年、政府はイングランド及びウェールズにおける中等教育の実状把握と供給機関及び責任主体の法定に向けて、その調査と勧告を任務とする委員会を設置した。同委員会に対して労働階級はその必要な教育内容に沿った中等教育の供給を可能とするような制度の創設を要請している。一年後の1895年に同委員会は報告書を提出したが、その勧告をうけて、中等教育に関する包括的な監督機関としての中央教育行政機関である教育院（Board of Education）が設置されたのは19世紀末の1899年であった。そして、中等教育の供給に直接的な責任を有する機関として地方教育当局（Local Edu-

---

4) 森川、同前書、168-169頁。

5) 同前書、241-315頁。

cation Authority), 略称 L.E.A が法定されたのは1902年である。地方自治体を教育供給の責任主体として位置づける先例は既に初等教育領域において1870年法規定があった。

教育の供給における国と地方自治体との関係は教育制度の性格形成に大きな影響を与えただけでなく、イギリス教育行政における歴史的原理の一つと評価されているパートナーシップなどが生み出されてくる土台をなしていたと言える<sup>6)</sup>。国が地方自治体による教育供給や学校制度の運用について指揮・監督権限を獲得したのは1944年教育法を根拠としているが、この時期以後今日においてさえもパートナーシップの原理は生きている。

さらに、上述のような教育行政機構と諸学校との関係に着目するとき、中央教育行政機関、地方教育行政機関と学校との三者間における教育指導行政や中央・地方視学官制度の生成史的研究はイギリス教育行政の原理・特質の解明に止まらず、わが国の教育行政の近い将来のあり方を探求するうえでも、意義深い研究課題である<sup>7)</sup>。

## 2. 20世紀初頭から1920年代に至る教育政策

20世紀に入り1920年代に至るまでの教育政策は、1906年の総選挙によるイギリス政治史上はじめての労働党の出現や第一次世界大戦を主要因の一部として漸次的に変容を示し始めた。

労働党の出現についてみれば、イギリス議会政治の長い歴史をとおして、もっぱら保守党と自由党という二大政党間の対立・葛藤のなかで形成・決定されてきた諸政策に関して、政治的場面ではじめて労働階級の諸要求が突きつけられることになった。1906年の総選挙は自由党、保守党と諸労働組合・団体の代表組織との間で闘われ、自由党が400議席を獲得し政権担当政党となったが、労働組合・団体の候補者のうち29名が議席を獲得した。こ

6) Janet Finch, op. cit., p. 14.

7) 高妻紳二郎「イギリスにおける教育指導行政の特質と課題」、上原貞雄編著『現代教育行政学研究』、溪水社、1994所収、220-222頁。

## 森川：戦前・戦後イギリス公教育政策の歴史的俯瞰

の政治的基盤の変化は画期的であった。換言すれば、それまでのところ自由党といえども、政策の立案・形成においては中産階級以上の階級・階層のみを視野に入れていたのであり、ディズレリー（B. Disraeli）が「二つの国民」<sup>8)</sup>と評したイギリス社会の構造的特質をもたらせた、自由放任を哲学とした政策の決定・遂行を担った一方の当事者であった。労働党は諸政策の形成・決定においてどのような変革をせまり、影響を与えたか。無論、この問題は単純に一、二の事例分析のものをもって立証することは困難であるが、以下、その後の政策の展開に関する記述において適宣言及したい。

また第一次世界大戦は、国家の名において、あらゆる階級に対して「本分を尽くせ」という訴えのもとに、国民に計り知れないほどの犠牲を強いた。その犠牲は、国民の権利を承認すべきという主張を反駁できないほどのものであったという<sup>9)</sup>。戦争によって引き起こされた国民の知的・身体的消耗を償うための施策だけでなく、大戦中に最前線で戦う兵士たちの間で抱かれた社会的連帯という感情とそうした国民意識の涵養が教育政策の課題として登場してくる。

### （1）初等教育政策

初等教育政策の領域において、例えば自由党政権のもとにあった1908年、政府委員会「5歳未満児の就学に関する諮問委員会」が公表した報告書は保育学校の設置の必要を勧告した。1870年以後の公立小学校では、就学年齢にある子どもといつてもその大半は労働階級の子どもであり、該当する児童は自分の幼い弟妹の世話をするために連れだって登校していた。したがって、公立小学校には事実上3歳前後の幼児もいた。その背後には当時の労働階級、特に都市部における労働階級の生活実態とそのなかで子どもが置かれた悲惨な状況の打破という社会問題を直接的に反映させた要求が

8) コール（Cole, G. D. H.）著・林 健太郎他訳『イギリス労働運動史Ⅰ』、岩波書店、1969、29-40頁。

9) コール著・林 健太郎他訳、前掲書『イギリス労働運動史Ⅲ』、169頁。

あった<sup>10)</sup>。同勧告を打ち出すにいたった経緯において労働党の活動を無視することはできない。

他面、1906年と翌1907年に自由党政府は、1944年以後、社会福祉ないし児童福祉として理念的・制度的に位置づけられることになる制度を設けた。その一つは1906年の学校給食法であり、翌1907年の教育行政措置法の制定によって児童・生徒の健康検査を義務づけた。前者の立法措置は、公教育の保障という観点からではなく、ボーア戦争においてイギリス軍兵士の体格が劣っているという軍事的発想にたつものであった。後者の健康検査も、その導入当初は同じ発想に立脚したものであった<sup>11)</sup>。しかし、周知のように、戦後多くの国々が公教育の保障において、児童・生徒の知的側面のみならず、身体的側面についても十分な配慮が必要という認識に立ち至り、その法制化を実現している。しかも、イギリスの場合、児童・生徒の健康・身体等への配慮は、その当初の目的なり発想が直接的に公教育の保障ではなかったにせよ、その後の帰結に着眼するとき、こうした制度導入の社会的背景、さらには教育政策と社会政策との関係について検証することは、その先駆的事例として重要な研究課題の一つである。

さらに第一次世界大戦末期に制定された1918年教育法は、別の側面すなわち初等教育を受ける上での経済的制約条件であった授業料について、公立初等学校のそれを全廃する規定をもうけた。同時に、同法には児童及び青少年の就学と雇用に関して、就学保障と雇用の制限を強化する方向の規定も盛り込まれている。特に、年齢12歳以下の児童の雇用は全面的に禁止された。同法は、また、次項に述べる地方教育当局（Local Education Authority）に対して、中央教育行政機関の承認のもとに、身体的・知的な発達にとって必要にして望ましい場合、2歳をこえ5歳未満の子どものための保育学校または学級の設置ないし設置を援助することができる権限を与えた。

10) 中嶋一恵「20世紀初頭イギリスにおける幼児と『保育学校』」、長崎女子短期大学紀要 第21号（1997）所収。

11) 森川、前掲書、368-369頁。

## (2) 中等教育政策

1899年に設置され、1900年に活動を開始した中央教育行政機関である教育院は、その政策の第一弾として、中等教育を供給する責任主体としての地方教育行政機関の設置を奨励すべく、1902年に一つの教育法を制定した。同法は、各自治体当局を地方教育当局として位置づけ、同当局に対して中等教育を供給するための方策として公立中等学校の設置権限を与えただけでなく、既存の私立中等学校への公費補助を行うことが出来る権限を付与した。この時期に至って、国と中等教育との関係は、従来の自由放任・不介入の段階から国による中等教育への援助と全般的監督という法制的関係が生まれた。

なお、初等教育の供給に関する責務は、1870年教育法以来地方自治体レベルでの特別（Ad hoc）教育行政委員会としての学務委員会が責任主体であったが、1902年教育法のもとで L. E. A. に移管された。

L. E. A. に公立中等学校を設置する権限が付与されたとはいえ、決して設置義務が課されたわけではない。20世紀初期においても安価な授業料で中等教育を提供する公立中等学校の数は僅かであり、依然として労働階級の子どもたちが中等教育を受ける機会を享受できたのは極めて少数であった。伝統的な私立中等学校は高額の授業料を課しており、到底労働階級の経済的条件ではその子どもたちを進学させることはできなかった。

1906年の労働党の出現によって労働階級の教育要求が政治的場面で主張されはじめ、翌1907年に自由党政府は、労働階級の子どもたちへの中等教育の開放策の一つとして、無月謝席制度を設けた。同制度は国庫補助金を受給している中等学校に対して、毎年その入学者数のうち25%を公立初等学校卒業生に授業料を徴収しない席として割り当て、その数に相当する授業料額を地方自治体が補填するという仕組みである。

さらに、1918年教育法は、中等学校において奨学金を受けている生徒たちにたいして、L. E. A. が生計費補助（Maintenance Allowance）を支給できる権限を与えた。この措置によって経済的な困窮によって中等学校を中途

退学する生徒をなくす条件は整備された。

しかし、上述の無月謝席制度は、労働党の出現という政治的基盤の変化を背景としているとはいえ、普通教育を軸とする伝統的な中等学校制度を保持しつつ、政権担当政党の自由党が少数政党である労働党等との政治的妥協として、部分的にその門戸を開いたものに過ぎない。したがって時代が進むにつれて、労働階級が普通教育を中心とした中等教育への接近機会の制度的整備を強く要求し始めることは必然的であった。こうした社会的・政策的動向と次節以下に述べる政策的状況を併せてみれば、「1902年から1944年教育法に至る期間の中心は中等教育に移った」<sup>12)</sup> という指摘はおおよそ肯定できよう。

### 3. 1920年代から1944年に至る教育政策

20世紀初頭から1920年代に至る教育政策は、極めて非日常的な第一次世界大戦をとおして、既に言及したように、国民の多大な犠牲や国民意識の問題などから、転換を迫られた。それは、一言で表現すれば、社会階級を問わず国民の間での「犠牲と地位と権利の眞の平等を実現するための有効な措置を求める新しい要求」<sup>13)</sup> を土台としていた。この要求は1920年代以後も維持された。1920年代から1944年に至る間の教育政策は、さらに第二次世界大戦をとおして「新しい要求」が増幅され、変容を余儀なくされた。

また、この時期における教育政策の変容に大きな影響を与えた別の要因の一つは政治的場面における変化であった。この点について、一人のイギリス人研究者は次のように述べている。「1920年代に、教育それ自体におけるというよりは、教育の政治においてであったにせよ、一つの新しい發

12) S. J. Curtis, *History of Education in Great Britain*, University Tutorial Press, 7th ed., 1967, p. 322.

13) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working Class Movement 1787–1947*, p. 366.

展段階に到達した。……主に保守党支配を打ち破った二つの政権は、たとえ自由党の支援に依存したとしても、労働党の政府であった。それは一つの長い道の終わりであり、そうしてもう一つの道の始まりであった」<sup>14)</sup>。

労働党は、1923年末の総選挙の結果191議席を得て、第三党の位置にあつた自由党の支援を受けて、1924年1月から同年11月までの短期間、初めて政権担当の座に着いた。次いで1929年の総選挙の結果をうけて、同年6月に第二次労働党内閣が発足したが、この内閣は1931年の総選挙における労働党の大敗により党首マグドナルドが同年8月に挙国一致内閣を組閣するまで続いた。こうした政治的基盤の変化の流れは1906年以後労働党が一定の国民的支持を得る政党にまで成長していたことを意味している。換言すれば、この時期以後、労働党は教育政策の形成・決定に相当の影響力を及ぼしうる政党の位置に到達したと言える。

### (1) 初等教育政策

1920年代から1944年教育法の制定に至る間の教育政策は、それが初等教育に関するものであれ中等教育に関するものであれ、具体的な立法ないし行政措置として実現したものという点では、特記に相当するほどの著しい進展は見られない。むしろ、第二次世界大戦末期に制定された1944年教育法に収束される政策目的の理論的基盤の整備段階にあった時期とみなされ得る。

例えば義務教育の就学年齢の延長についてみれば、1918年教育法においては年齢14歳までとされ、14歳から18歳までの子どもたちには定時制の補習学校教育が義務づけされていたに過ぎない。この政策課題に関しては、その後1928年に労働党が党大会で承認した『労働党と国民』のなかで義務教育年齢を15歳に延長することを目的として掲げている。その他の政策目的についてみれば、最大の目的として学校制度を保育学校から大学に至るまでの継続的な全体として組織することや児童の身体的福祉のために最大限

14) Simon, B., *Education and the Labour Movement*, Lawrence & Wishart, 1965, p. 358.

可能な措置を講じることなどが示されている<sup>15)</sup>。また、保守党の政権下にあった1926年のハドウ委員会報告書『青年期の教育』(The Education of the Adolescent)においても義務就学年齢15歳までの延長が勧告されていた。

さらに、実際、1936年に教育院は、あまりにも遅延している政策課題に決着をつけるべく、就学義務の上限年齢を15歳とする法律を成立させた。しかし、この法律は次節において言及するが、第二次世界大戦の勃発によつて、実現しなかった。

他方、既に言及したが、就学年齢の下限層に含まれる子どものための保育学校ないし保育学級についても、その設置権限は1918年法によってL.E.A.に付与されていた。しかし、保育学校の制度的整備もまた急速に進展したわけではなく、上記ハドウ委員会は1933年の報告書において幼児と保育学校に関する制度改革の課題を改めて提起している。

## (2) 中等教育政策

1920年代から1944年教育法に至る間の中等教育に関する政策領域において、1922年は一つの画期をなしている。すなわちトーニー(R.H.Tawny)を党首とする労働党は、その教育政策綱領として、『すべての者に中等教育を』(Secondary Education for All, A Policy for Labour)という政策目標を掲げた。その冒頭において次のように言明されている。「労働党は、教育的に健全であると同時に、民主的社会にふさわしい唯一の政策は、初等教育と中等教育とが单一のしかも連続した過程における二つの段階として、すなわち中等教育は青年期の教育として、また、初等教育はそれへの準備教育として組織されるようにする政策のことであると確信する」<sup>16)</sup>。このスローガンこそ、国民の権利としての中等教育とその機会均等化に向けて、伝統的なパブリック・スクールを頂点とする階級的性格が強く、かつ伝統的な中等学校で提供される教育と初等教育を法制度として接合することによつて、広く中等教育を開放することを意図したものであった。

15) 三好信浩『イギリス労働党公教育政策史』、亜紀書房、1974、203-204頁。

16) Labour Party; Secondary Education for All, 1922, p. 7.

## 森川：戦前・戦後イギリス公教育政策の歴史的俯瞰

前項に述べたハドウ委員会の1926年報告書は、まさしく青年期の教育とその制度的整備の必要を勧告しているが、同報告書がそれまでの労働党の教育政策を反映したものであることは周知のことである<sup>17)</sup>。以後、スペンズ委員会（Spens Committee）報告書（1938）やノーアウッド委員会（Norwood Committee）報告書（1943）において、公立中等学校制度を軸とする学校制度の改革課題、その法制的枠組と初等・中等教育行政機構問題が提示された。

しかし、周知のように、1939年9月におけるドイツのポーランド侵攻に端を発して、同年同月イギリスの対ドイツ宣戦布告からイギリスは苛烈な攻撃を受け、国民教育も破滅的状況に追い込まれた。言うまでもなく、これまでに述べてきたところの初等・中等教育に関する政策上の諸課題の実現はすべて先送りを余儀なくされた。

### III. 1944年教育法制定後の教育政策

戦争による教育破壊は例えば、1940年1月段階で、約50万人の子どもたちが全く学校教育を受けられない状態に追い込まれていたことなどに示された。こうした事実にとどまらず、国内的に深刻な問題が学童疎開によって暴露された。それは、疎開生活をとおして社会最下層の人々の、将来の市民となる子どもたちの虐げられた悲惨な状況であり、この事実は国民意識に大きな衝撃をあたえた。

当時の教育院総裁にして、1944年教育法案の起草・提案に責任を有していたバトラー（R.A. Butler）は次のように述べている。「ディズレリーが用いた『二つの国民』という言葉は一世紀後のイングランドに依然として生きていた。時代の挑戦は、社会の諸目的を再考し教育を不可欠の部分とする社会制度の再建を計画する刺激を用意した」<sup>18)</sup> と。それゆえに、戦後の社

17) 成田克矢『イギリス教育政策史研究』、お茶の水書房、1966、255-259、261頁。

18) R.A. Butler, The politics of the 1944 Education Act, in G. Fowler, V. Morris, and J. Ozga (eds); Decision-Making in British Education, Heinemann, Open University Press, 1973, p. 3.

会立法は、戦時中の全国民の犠牲と危険における対等な「蓄積と配分」に学び、諸特権の階層的配分構造を縮減し、集産主義的責任、無償の普遍的社会サービスと権利として提供される諸利益を視点とすることが必要であった<sup>19)</sup>。

1944年教育法案は、まだ戦争継続中の1943年12月15日下院に提案され1944年8月3日の国王裁可に至る間に、上下両院において相当の時間をかけて審議されたが、そこにおける原理は社会正義、特権の廃止や収入・富の均等な配分などであった<sup>20)</sup>。このことに関連して付言すれば、前年の1943年に政府が発表した白書『教育再建』(Educational Reconstruction, H. M. S. O, 1943)も、中等教育制度の再編成を主眼としているが、その一面において同様の視点をうかがうことができる。

1944年教育法は、わが国の法律でいえば教育基本法と学校教育法を合わせた類の法律であるが、あらゆる地域における効果的な教育サービスを確保することを最終的な目的としている<sup>21)</sup>。その目的実現のために、同法に基づいて設置された文部省 (Ministry of Education)・文部大臣は「各地域に各種の総合的な教育を施そうとする国家指針を、地方自治体が効果的に実施するよう指揮・命令する」義務を課された。他方、地方教育当局は「その地域のため、初等・中等教育の学校を、十分に設置する」義務を課された。さらに言えば、同法の諸規定の多くは、全ての子どもたちが平等な基盤に立つ教育へのアクセスの確保と子どもの知的側面だけでなく、一層広範な福祉を増進するために教育制度を運用するという、二つの社会政策的目的を包含している。こうした意味において1944年法は、一面では第二次大戦中、国が国民とその生活に全面的に関与した過程における社会政策の

19) Janet Finch., op. cit., p. 11.

20) R. Saran, *Policy-Making in Secondary Education*, Clarendon Press, 1973, p. 28.

21) イギリスの教育史家サイモン (B. Simon) は、1985年、日本での講演において「1944年教育法は、いまなお教育に狙いを定める最高の法律」と評価している。ブライアン・サイモン、堀尾輝久『現代の教育改革 イギリスと日本』、エイデル研究所、1987、63頁。

所産であり、また他面では戦争前に存在していた教育制度の所産でもあつたが、それまでの教育に対する「新たな」決着であったといえよう<sup>22)</sup>。以下、1944年教育法制定以後の公教育政策を俯瞰したい。

なお、以下における記述形式について、次に述べるような事情から前章のそれと異なることをあらかじめ断わっておきたい。既に言及したように、19世紀後半期から1944年教育法の制定に至る間の教育政策はもっぱら異なる教育領域に対応する個別の政策として展開された。ところが1944年教育法は、その第7条において、法制上の公教育制度は、従来初等教育、中等教育と継続教育として知られ分断された教育領域を、三つの連続的段階として組織するものと規定した。また、義務教育の就学年齢は、その下限を5歳、上限を15歳までと規定された。したがって、初等教育と、わが国の制度に照らしていえば前期中等教育に相当する部分を含んだ教育段階に関する政策の歴史的俯瞰を初等教育政策と中等教育政策とに二分することは困難でもあり、かつ不適切と判断したからである。

### 1. 1944年教育法から1960年代に至る教育政策

第二次世界大戦直後の時期は福祉国家の諸制度を立ち上げる社会再建の試みの基礎をなしている。1944年教育法は、失業・疾病・退職給付や出産・寡婦手当などを規定した1946年制定の国民保険法と、診察・加療などをすべて無償で行う制度を設けた1948年の国民保健法とともに、福祉国家の三つの柱の一つとなつた<sup>23)</sup>。教育政策についても、1944年から1950年代末に至るおよそ15年間は、1944年教育法に規定された社会サービスとしての諸目的を実現するための政策であったと言える。例えば同法第49条はL.E.A.に対して、同当局が設立または維持するという意味での公立学校や公立カレッジに在学する児童・生徒へのミルク・学校給食の無償提供やその他の身体・健康に関する措置を講ずることが義務として課された。

22) Janet Finch, op. cit., p. 12.

23) Janet Finch, Ibid., pp. 2-3.

上述の教育行政機関に対する法定義務の他に、この時期における教育政策の展開において注目すべき点は、中等学校制度の確立に向けられた政策である。既に前章第3節(2)「中等教育政策」において言及したが、1938年のスペンズ報告書と1943年のノアウッド報告書において教育目的・内容と卒業年齢の異なる3種類の中等学校、すなわちセコンダリー・グラマースクール (Secondary Grammar Schools), セコンダリー・テクニカルスクール (Secondary Technical Schools) とセコンダリー・モダンスクール (Secondary Modern Schools) の制度化が示唆されていた。これら3種類の中等学校の特徴についてみると、グラマースクールは大学教育に接続し卒業年齢はおおよそ18-19歳、テクニカルスクールは継続教育としての技術カレッジに接続し卒業年齢はおおよそ16-17歳であり、後者のモダンスクールは継続教育としての各種専門学校に接続し卒業年齢はおおよそ15歳である。これら3種類の中等学校をもって構成される制度が三課程制中等学校制度である。この中等学校制度の構想は1943年の白書『教育再建』において、当時の拳国一致内閣が提案した。そして、1947年に文部省は『新しい中等教育』と題する冊子を公表し、これら3種類の中等学校は同格・対等であることを強調しながら<sup>24)</sup>、三課程制中等学校制度の導入を提案した。

しかしながら三課程制の中等学校への進学は、公立初等学校卒業児童に対する「11歳時試験 (Eleven Plus Examination)」と称された全国一斉学力試験の結果に基づいて振り分ける方法によっていた。このために、やがて同試験方法に対する批判とともに、三課程制中等学校制度そのものが社会的不平等の拡大再生産をもたらしているとの厳しい批判を受け、総合制中等学校制度への転換がせまられてくる。実際、1964年に労働党が政権を担うことになり、翌年の1965年の通達により各地方当局に対して総合制中等学校制度への再編成をもとめることになる。ところが、奇妙なことに、上述の『新しい中等教育』を公表したのは1945年に政権の座に就いた労働党

---

24) Ministry of Education, The New Secondary Education, H. M. S. O., 1947, p. 3.

政府のもとであった。この段階では、1944年教育法に盛り込まれた、子どもの能力、資質と適性に応じた中等教育の提供という観点から中等学校の種類の多様化が中等教育機会の均等を保障する方策の一つとして労働党も承認したと推測できる。

## 2. 1960年代から1970年代初頭に至る教育政策

この時期の教育政策においては、立法措置による顕著な展開はみられないが、政府の教育問題に関する各種委員会報告書や中央教育行政機関の通達などによって、古くして新しい政策課題の提起や政策原理の転換などがみられた<sup>25)</sup>。

### (1) 各種委員会報告書による政策課題

先ず、1950年代末から1970年代初頭に至る時期に公表された各種委員会報告書のうち、重要と思われる報告書は以下の5点と考えられる。一つには1959年のイギリス中央教育審議会が公表した『15歳から18歳』という表題が付けられた、通称クラウザー報告書 (Crowther Report)<sup>26)</sup>、二つには1963年に政府委員会が提出した『われわれの未来の半分』という表題の、通称ニューザム報告書 (Newsom Report)<sup>27)</sup>、三つには同年の高等教育に関するロビンス報告書 (Robbins Report)<sup>28)</sup>、四つには1966年の子どもと保育学校に関するプラウデン報告書 (Plowden Report)<sup>29)</sup>、五つには1968年及び1970年の2回にわたるパブリック・スクール委員会報告書<sup>30)</sup>の5点である。

クラウザー報告は、法定就学年齢を超えた15歳以上18歳までの多くの子

25) Maurice Kogan, *Educational Policy-Making*, George Allen & Unwin Ltd, 1975, pp. 45–53.

26) Ministry of Education, *Fifteen to Eighteen*, H. M. S. O., 1959.

27) Ministry of Education, *Half Our Future*, H. M. S. O., 1963.

28) Committee of Higher Education, *Higher Education*, H. M. S. O., 1963.

29) Department of Education and Science, *Children and Their Primary Schools*, H. M. S. O., 1967.

30) Public Schools Commission Report, H. M. S. O., 1968 and 1970.

どもたちが教育を受けることによって利益を得る機会に恵まれない状況に置かれている事実を指摘し、主として卒業年齢16歳までの引き上げと18歳まで在学できるカウンティ・カレッジの創設の二点を勧告している。この勧告は一面では個々人の「権利と必要」に力点を置き、個々の子どもの家庭の家計にかかわりなく教育への公平なアクセス手段の制度化を政策課題とし、他面では国家投資としての教育の利益を強調して、教育の量的拡充を勧告している。

ニューザム報告は平均的能力ないし平均よりやや低い能力の、年齢13歳から16歳の子どもの教育について、かれらは国の教育資源の配分において不利な状態に置かれており、これを放置することは国が供給できない人的諸能力の浪費にあたるという理由をもって、教育機会の拡充の必要性を論じた。

ロビンス報告は、高等教育が国の経済にとっても必要という観点から、高等教育の拡充計画を勧告した。しかし、この拡充計画は一面的に経済的観点からアプローチされたものではなく、同計画においては大学進学に影響をおよぼす諸種の文化的要因が設定されており、この意味において、同報告における高等教育拡充計画が教育計画の新しい手法の一つとして注目された<sup>31)</sup>。

プラウデン報告は、教育利益の享受や権利の行使などにおいてその機会を奪われていた子どもたちに焦点を当て、子どもの教育における親のあり方、健康改善、学校生活における社会サービス、学級規模の改善や子どもたちにとって適切な教育方法の開発などの必要を指摘した。また、同報告は社会的・環境的諸要因と連関した壁に立ちはだかられている子どもの教育、特に幼児教育に政策上の優先権を与えるべきこと、さらに優先権を付与すべき地域の設定などを強く勧告した。

パブリック・スクール委員会は、学校制度において歴史的に特權的な位置を占めてきているパブリック・スクールの存廃問題ないし同学校群と公立中等学校群との統合問題の検討を主要な任務とするものであった。労働

---

31) R. Layard and J. King, *The Impact of Robbins*, G. Fowler, V. Morris, J. Ozga, ed., *Decision Making in British Education*, Heinemann, 1973 (Chapter 12).

党政権のもとに設置された同委員会は、その根底において、中等教育以上の教育を受ける機会やその経済的条件にも恵まれない子どもたち、殊に労働階級の子どもたちの教育的必要に关心を寄せていた。同委員会は寄宿制または全日制のパブリック・スクールには労働階級の子どもが皆無に近いという事実を指摘した。そして、国庫からの直接補助を受けているパブリック・スクールについて、その入学者の半数を少なくとも2年間公立初等学校に在学し、公費補助を得ている子どもたちに充てることによって、漸次的に公立中等学校との統合を推進するという方法を勧告した<sup>32)</sup>。

しかし、今日なおパブリック・スクールが社会的・制度的に特権的地位にあって存立していることは周知の事実であり、法制的にみれば1944年教育法において独立学校（Independent Schools）として認知されたことが大きな要因といえる。中等学校制度に関する問題は、この時期においては、パブリック・スクールだけでなく、三課程制中等学校も大きな社会的・政治的問題としてクローズ・アップされていた。このことについては、次項「(2)行政通達による政策転換」において論及する。

以上5点の報告書において提起された政策課題に共通する特徴の一つは、どの教育段階であれ、その量的拡充とその拡充による教育機会の均等化が意図されていることである。1972年の白書『教育：拡充の枠組』<sup>33)</sup>は拡充政策について次のように述べている。

「過去10年間、教育サービスは大いに拡充してきた。もし教育がわれわれの社会と経済の活力に十分に寄与すべきであるとすれば、今後の10年間も拡充を継続しなければならない」<sup>34)</sup>と。同白書はその主たる対象分野として幼児教育、学校建築、学校職員、教員養成と高等教育の5分野を掲げている。もっとも、この白書が公表された時期には、国家財政の緊縮策と政

32) Public Schools Commission Report, op. cit., 1968, paragraph 28.

33) The Secretary for Education and Science, Education : A Framework for Expansion, H. M. S. O., 1972.

34) Ibid., paragraph 1.

治的場面の変化などによって、拡充から縮減への兆しが立ち現れ始めていた<sup>35)</sup>。例えば1970年に保守党が政権に復帰し、この時サッチャー（Margaret Thatcher）が教育科学大臣<sup>36)</sup>に就任した。同大臣は、1971年の立法措置によって、特別の必要がある場合を除いて、従来の無償ミルク供給について7歳以上のすべての子どもへのそれを廃止した。

二つ目の特徴は、社会政策として教育機会の均等化を実現する上で、従来これを阻む障壁としてたちはだかった社会経済的諸要因や環境的諸要因が浮き彫りされ、プラウデン委員会の勧告に端的に示されたように、その克服に向けて社会政策と、いわば反貧困計画を密接に関連させる方向性が強く打ち出されている<sup>37)</sup>。なお、イギリスの学校教育の歴史において、中等教育以上の教育を受ける機会の享受を阻む要因の一つであった人間の能力観について、この時期に大きな修正がみられた。すなわち個人の能力は生來の資質であり固定的であるとの従来の理解、これが三課程制中等学校編成の一つの要因であったが、に対して、ニューザム報告は「知的能力は、……固定的資質ではなく、社会政策や教育上のアプローチによって修正されうる変数である」<sup>38)</sup>と声明した。

三つ目の特徴は、1920年代以来の一貫した問題でもあるが、パブリック・スクールにみられるような特定の中等学校群の特權的性格や中等学校制度の選別的性格を削ぎ落とし、中等学校教育の機会の均等化という政策目標が設定されていることである。具体的な問題の一つはパブリック・スクールの存在<sup>39)</sup>であり、前記の同学校群に関する委員会は、パブリック・

35) M. Kogan, op. cit., pp. 26–44.

36) 1944年教育法に基づいて設置された文部省（Ministry of Education）はDepartment of Education and Scienceと名称が変更された。同行政部局は行政機構上、全面的な意味で省（Ministry）ではないが、便宜的に教育科学省としている。

37) Janet Finch, op. it., pp. 35–36.

38) Half Our Future, op. cit., paragraph.15.

39) パブリック・スクール委員会は、その第一報告書の第28項において「われわれの一般的結論はパブリック・スクールは社会において決定的な影響力があるということである」と述べている（Public Schools Commission, 1968, op. cit., paragraph 28.）。

スクールと公立中等学校との漸次的統合によって、排他的・独占的中等学校の門戸を国民大衆に開くことをとおして中等学校教育の機会均等の原理を制度化する方策を提示した。もう一つの具体的問題は、前節において論及したように、公立学校である3種類の中等学校への進学に際して、生徒の振り分けの方法として設けられた11歳時試験の廃止、換言すれば非選抜の原理に基づく総合制中等学校の編成であった。

## (2) 行政通達による政策転換

周知のように、1944年教育法の制定以後漸次に構築されてきた三課程制中等学校制度は、3種類の中等学校への生徒の振り分けのための11歳時試験を含めて、1960年代の前半期に至る頃までには厳しい社会的批判に晒されていた。その焦点は、例えば11歳時試験は子どもの学力や潜在的能力を測定するための方法ではなく、またグラマー・スクール以外の中等学校への進学は上級教育への道が閉ざされているといったことにあった<sup>40)</sup>。もっとも1950年代をとおして、労働党の多くの人々は、非選抜の原理を土台とする総合制中等学校制度を強力に支持しながらも、一面でグラマー・スクール教育は労働階級の子どもたちの教育における機会均等にとって必須であるという考えも持っていた。しかし、1964年に同党が政権を担当するに至った時、同党は総合制の原理に基づく中等学校の再編成を、地方自治体に強制するのではなく説得によって実現するという政策指針の一貫性をみていた<sup>41)</sup>。

1965年、労働党政権下の文部省は各地方教育当局に一通の通達<sup>42)</sup>を送付した。同通達は、各地方教育当局に対して、非選抜の原理に基づく総合制の中等教育組織の再編成計画の提出を要請するものであった。既存の選抜制に立脚した中等学校の総合制中等学校への組織化に向けて、同通達においては、地方教育当局への示唆として6種類の中等学校組織が例示されていたが、文部省はそのうち、第一の種類として挙げた11歳から18歳までの

40) ブライアン・サイモン、堀尾輝久、前掲書、36-40頁。

41) R. Saran, op. cit., p. 24.

42) Circular 10/65, 12 July 1965.

生徒が在学する総合制を推奨していた。

しかし1970年の総選挙の結果、1964年から政権の座にあった労働党はその座を保守党に明け渡すことになり、保守党政府は同年の通達<sup>43)</sup>によって労働党政府による1965年の通達10／65を撤回した。保守党政権のもとにある文部省のこの行政措置は、労働党にとって、総合制の原理に立つ中等学校の再編成にブレーキをかけるものとして受け止められた。また、1970年代から1980年代に至る時期をとおして、教育政策は、一面において、従来のそれとは決定的な転移を示した。それは、この時期の経済的危機とともに伴う公財政支出の削減とも関連していたが、「教育を含む多様な分野における社会政策は、労働力及び潜在的労働力を変化しつつある資本主義市場の必要に一層効果的に適合させるように漸次企図された」<sup>44)</sup>ことであった。

しかしながら、他面では依然として学校教育へのアクセス問題が継続していた。ちなみに、1974年に労働党が政権の座に復帰した時、公立中等学校生徒のうち約62%は総合制中等学校に在学していた。このことは、政策決定の法的権限をもっていた保守党政府もこの再編成の動きを阻止できなかつたことを示しており、この改革運動がこの時期のうねりとして進展していたと言える<sup>45)</sup>。次章においては、先ずこの政策課題のその後の展開から記述する。

### 3. 1970年代中葉から1980年代に至る教育政策

#### (1) 中等学校政策の展開

1974年、労働党は中等学校の再編成の基本原理に関して再び通達(Circular 4／74)を出した。それは保守党政府によって撤回された通達10／65において示した原理と目標を回復させるものであった。しかし、総数105の地方教育当局のうち7つの地方教育当局は、中央教育当局が要求しない

43) Circular 10/70, 30 June 1970.

44) Janet Finch, op. cit., p. 41.

45) ブライアン・サイモン, 堀尾輝久, 前掲書, 43頁。

限り、自らが総合制中等学校への再編成には着手しないとの意思を表明した。労働党政府は公立中等学校の非選抜を原理とする総合制中等学校への再編成を推進するためには立法措置が必要との結論に達し、1976年にひとつの教育法を成立させた。同法第1条においては次のように規定されている。「……地方教育当局は、中等教育に関する権限を行使した義務を履行するにあたって、中等教育は生徒の入学手続きが能力もしくは適性を考慮する選抜にもとづくことのない学校においてのみ提供されるべきであるという一般原理を尊重せねばならない」<sup>46)</sup>。更に同法第2条は「総合制原理を実現する計画案の提出」を、同第3条は「第2条にもとづき提出された計画案の承認と実施」を規定している。これらの諸規定にも伺えるように、労働党政府は中等学校の再編成の完成を目指していた。

ところが、1979年5月の総選挙の結果、議席数は保守党339、労働党268、自由党11などとなり、労働党は政権の座を明け渡した。サッチャーを党首とする保守党が政権に復帰するや、同年直ちに立法措置を取った。1979年教育法は、その第1条において、上記1976年教育法の第1条・2条・3条の非選抜の原理に基づく総合制中等学校の再編成に関する諸規定を廃止した。さらに、翌年の1980年に制定された教育法は、地方教育当局による学校給食・ミルク供与の義務規定を撤回し、その料金の賦課を含めて同当局の任意とした。また同法は年齢5歳以下の保育を地方教育当局の義務から除外するなど、1944年教育法の理念やその後の政府委員会報告書において打ち出された政策目標を否定するものであった。このように1980年代に至る頃には、その教育政策は、公財政支出の抑制とあいまって、1972年の白書『教育：拡充の枠組』に示された方向とは逆に学校教育事業の縮減という方向性を顕著に示していた。

この時期における教育政策は、上述の中等学校に関する政策以外にも、多方面にわたる法律の制定や政策課題の提起がみられた。例えば1975年には

46) 本条の日本語訳は海老原治善編集代表『資料 現代世界の教育改革』、三省堂、1983、261頁による。

性差別に関する法律、翌年の1976年には人種に関する法律などが制定されている。もっとも両法律ともに、女性と少数民族とその対象は異なるが、その大きな目的の一つとして教育の機会均等の実現を目指したものである。

この時期における政策課題の提起について言えば、社会政策としての教育問題の観点からみると、この時期の主要な問題は、主として教育目標・水準及び青少年の道徳的価値観の涵養等を軸とする教育内容問題、学校教育に対する政府の統制のあり方に関する問題と教育の経済に対する関係、特に「個人の必要」と「社会の必要」との関連における教育と経済との関係問題、の三つを挙げることができる<sup>47)</sup>。学校教育へのアクセス問題が部分的には継続されながらも、これら三つの教育問題にうかがえるように、教育の機会均等問題は周辺的位置に追いやられつつあった。

以上に論述したことからも明らかなように、政権担当政党の交代は、社会経済状況の変化等とあいまって、立法措置あるいは教育行政措置による政策目的・内容の大きな転換を招来している。こうした政策状況の推移に照らす時、政党政治を土台とするところの教育政策の決定形成や教育行政過程の分析も重要な研究課題である。さらに、教育行政学の観点からみれば、特にイギリスの場合、これまで述べてきたところの教育政策の形成・決定・実施において権限・責務を分担している中央教育当局、地方教育当局と個別学校の3者の慣行的・法制的関係の分析も大きな研究テーマである。なぜならば、その前史において異なる時期に異なる目的・観点から漸次設置されてきた、この3者の関係がイギリスの学校制度・教育行政制度の形成、教育行政原理の設定や教育行政制度の性格形成を特徴づけている主要因の一つであり、この慣行的・法制的的関係にみられる特性分析も教育行政学研究の重要な対象の一つと考えられるからである。

そこで、紙数の制約もあることから、1970年代中葉から1980年代に至る教育政策の展開については上述の範囲にとどめ、上記3者の慣行的・法制

---

47) Janet Finch, op. cit., pp. 44-45.

的関係の概略について論及して本小論を閉じたいと思う。

(2) 中央教育当局、地方教育当局と学校との法制的関係<sup>48)</sup>

中央教育当局は、1944年教育法を根拠規定として、「地方当局が、中央教育当局の指揮・命令のもとに、あらゆる地域で多様にして総合的な教育サービスを提供するという国策の効果的な遂行を確実にする」ことについての責任を課されている。既に述べたように、実際の教育提供は地方教育当局に委ねられており、したがって中央当局の責務はむしろ限定され、それだけに明確といえる。

その地方教育当局は主として次の4点にわたる権限・責務を有している。一つには、同当局は、当該管轄区域内において、義務教育、保育学校、障害児教育学校やカレッジ等の全般的な教育サービス提供の責任がある。二つには、各管轄区域内のあらゆる学校の利用に供する幅広い施設の整備に関する法制的義務である。三つには、公立諸学校及びカレッジの設置・維持をすることができる。四つには、教育サービス提供のために地方税収入を財源とする公費を支出できる。なお、この地方自治体の収入財源については、国による地方税援助金（Rate Support Grant）制度があり、その収入に占める比率は1980／1981年度で約61%である。従来、配分された国庫金の使途については教育科学省の統制は殆どおよばなかったが、1980年に制定された地方自治法（Local Government Act）により、公費支出の削減あるいは使途科目等については同省の統制が効力をもつことになった。

地方教育当局は、その主要な意思決定機関である教育委員会（Education Committee）をとおして責務・権限の遂行・行使に当たる。同委員会は、1944年教育法によって、地方教育当局にその設置義務が課されており、その委員会構成については国（Secretary of State）の承認を得なければならぬ。そうして、地方教育当局の現実の政策の遂行と日常的な諸活動は専門的行政職員によって担われるが、同当局はその統括者として一般的には教

48) 本項の記述内容は、Janet Finch, 前掲書の48-59頁をとりまとめたものであることをお断りしておきたい。

育長 (the Chief Education Officer) と称される行政職を任命しなければならない。教育長は、他の行政職員、指導主事や地方視学官のサポートを受けながら職務の遂行にあたるが、政策の形成においては強力な影響力を及ぼすことができる地位にある。

諸学校は、教育機関としての個別の政策形成とその実施にあたるが、その意思決定機関として校長を中心とする教師集団と理事会 (governing body) の2種類がある。前者の教師集団についてみれば、公立学校の場合には地方教育当局がその雇用者であり、校長は同当局に対して直接的な責任を担う地位にある。しかも、イギリスの場合、校長は、慣習と伝統にもとづいて、当該学校の内部組織、管理や紀律を中心とする運営においては強力にして自律的な位置にあると理解されている。近年においては、職員の雇用・昇進、施設利用、学則の策定や学校予算等に関する具体的権限も強化されている。

他方、後者の理事会は、法制度としての教育制度が成立する以前からパブリック・スクール等の私立学校の起源とともに設けられるという長い歴史を背景としているが、1944年教育法によって各学校に対してその設置義務が課されている。理事会もまた広範囲にわたる権限と義務を有しているが、上記の校長の地位との関連において言えば、相対的に弱い立場に置かれており、校長と理事会との権限配分は不明確である。こうした状況に対して、1977年に政府委員会の一つが理事会のカリキュラムに関する統制、いくつかの財務権限について地方教育当局から理事会への委任や児童・生徒の保護者代表の理事会への参画などを柱とする理事会の構成及び権限の強化の必要を勧告した。これらの事項のうち、理事会への保護者代表の選任は1980年教育法によって実施されている。

最後に、中央教育当局、地方教育当局と学校との関係についてみれば、およそ次のように概括できよう。

先ず中央教育当局と地方教育当局との関係についてみると、教育の総合的な提供とその統制面における両者の法制的関係は、具体的な案件によるが、

複雑にして微妙である。その具体的事例として、既に言及した既存の中等学校の総合制中等学校への再編成問題を挙げることができる。教育科学省は1974年の通達によって各地方当局に対して総合制中等学校への再編成を要求 (required) した。これを拒否したある地方教育当局は、1944年教育法第68条規定を根拠として、同省大臣の行為は越権行為であるとして問題を提起した。1944年教育法第68条規定の主要部分は次のようにある。国務大臣は「いかなる地方教育当局、あるいはいかなる公立学校又は私立学校の理事 (Managers or Governors) であれ、理に合わぬ (unreasonably) 行動を取り、又は行動を提案していると考へた場合、適當と思われる諸手段を取ることができる」。この権限論争は上院に持ち込まれ、最終的に同院は当該地方教育当局の行動は「理に合わない (unreasonable)」行動ではないとの結論を下した。このことは、問題によつては、地方教育当局は教育科学省の要請ないし要求を拒否できるほどの自治権を有していると言える。他方、中央教育当局は、最後的には、いわゆる「財布の紐」と立法権限を有している。例えば1980年の立法による中央教育当局の地方教育当局の公財政支出に関する権限の法定や労働党政府による1976年立法などがその一例である。

中央当局と地方当局との、いわば日常的な関係においては教育科学省内の主要組織の一つである勅任視学官 (Her Majesty's Inspector) が潤滑油としての役割を担っている。同視学官は、その起源は1839年に求められるが、視学は当然として学校評価や指導助言、地方当局の公教育への財政支出の効果に関する報告書の作成をはじめ、イギリスにおける教育サービスの全般的評価の仕事も行っている。

次に、地方教育当局と諸学校との関係について言えば、地方当局が公立学校あるいは公費補助を受給している諸学校に関して一定の法制的権限・義務を有していることは指摘するまでもない。また、両者の日常的関係においては、中央当局と地方当局との関係における場合と同様に、各地方当局に所属する指導主事 (advisor) や地方視学官がその任にあたっている。

広島修大論集 第39巻 第2号（人文）

本小論は1995年度・1996年度の2年間にわたって広島修道大学総合研究所の調査研究費の交付を受けて進めた共同研究の一部分である。